

近畿農村の通婚圈

中 村 治 兵 衛

目 次

はしがき

一、農業地帯と通婚圈

二、階層と通婚圈

はしがき

農村の婚姻という社會現象については、その形態とか家族制度との連關について、多くの民俗學的調査報告ないし研究があるし、また法律學者による現行法の解釋をめぐる諸論稿がある。そうしてこれらの研究が個々の具體的事例の解明に力點をおいてゐるのに對し、農村社會學的研究は個々の事例ではなくて、この婚姻という現象を一部落なり一ヶ村或は數ヶ村をまとめて大量的に觀察し、そこに一つの傾向なり法則を見出すのに努めたところに特色があると共に、學界への寄與もあつたわけである。その研究の焦點は日本の部落かまとまつた一つの共同社會を形成しているという事實を基礎とし、部落内婚と部落外婚の比率がどう變つてきたか、部落外婚の場合その通婚の範圍はどの邊が一番密である

かという二點にむけられ、前者については部落内婚制が漸減の傾向にあるという假説を、後者については、農民の通婚地域は當該部落の周圍四五里四方の地區にまとめられるのではないか、そしてこの地區を通婚圈とよんでもよからうという假説を提起したのである(註一)。この二つの結論はあいづらなり、在來の村落社會の孤立封鎖性の崩壊、これに伴う部落社會の活動地域の擴大に關心共同圈の設定(自然村を超出する社會關係の累積的地域)という問題にまでおしすすめられたのである。今この問題を整理した鈴木榮太郎氏の立論のもととなつた調査村落をみると、關東には東京府下二十一ヶ村、埼玉二ヶ村、千葉二ヶ村、茨城・群馬・神奈川各一ヶ村、中部地方では富山二ヶ村、岐阜一ヶ村、村數にして三十一ヶ村になるが、關東・中部の二地方に限られており、他の地方には及んでいない。そこで今この二つの假説が他の地方——特に近畿地方においてもみられるかどうか、みられるとしてもその程度の變差があらわれているかを、前稿(本誌第二卷第一號)の近畿水田地帯の農村社會調査報告の續きの一つとして検討してみた。

一 農業地帯と通婚圈

まず早くから商品作物の栽培に従事し、農民層の分解がかなり行はれ、農業以外の職業に従事するものゝ多い人阪市をとりまく近郊農村を、次にこれと對蹠的な姿を示していると思われる山村の一例として、滋賀縣湖南地方の山寄りの一部落を、第三に典型的な水田單作地帯の農村として同じく滋賀縣湖南地方の一部落をとりあけて比較してみよう。この三つの事例は始めから比較する意味で調査したものでなく、前二者は既存の調査材料によるものであるから、比較の標準として必ずしも妥當なものといえないかもしれないが、それにしても一應近畿農村の通婚圈という問題の輪廓だけは捉えられよう。次にのべるところは數量的に價値の乏しいばかりか、年次のちがうものを一律にならべて比較し、歸結をひき出したとしても、甚だふたしかなものであることは自ら知るところである。たゞ農民の通婚現象をとりあげる場合、珍奇なものとか遺習といった觀方からではなくて、農民のよつてたつ農業生産との結びつきからみなおすという立場から、農業地帯の相違をば農業生産の構造の相違と大雑把にみて、大體の見當をつける一つの試みを企てたのである。また部落内婚というものが當該農村社會に存續している要因は何なのであるか。これについては階層的な考察において少しふれることとするが、なお農村の社會關係全體との連關においてより探求しなくてはならない。

(一) 大阪近郊十二ヶ村の通婚圈

近畿農村の通婚圈

大防府學務部社會課が昭和九年(一九三四)に行つた、大阪市近郊十二ヶ村農家三、二四六世帯の生活調査報告——「實地調査の農村の生活」によつて、近郊農村の通婚圈の問題をみてみよう。(この十二ヶ村は三島郡の味生・三宅村、豐能郡の小曾根村、泉北郡の百舌鳥村、五ヶ莊村、南河内郡の高鷲・國分村、中河内郡の天美・若江・玉川村、北河内郡の豐野・大和田村であり、調査對象中から農村の地主・村吏員その他公職にある者、素封家、有力者等が除外されているところから、嚴密な意味の全戸調査でないことを認めておかなくてはならない。)

この十二ヶ村の農家の婚姻一、七四組をみると

		實數	百分比
部落	内	三二九	一八・八
	内	一四五	八・三
	外	四七二	二七・一
府	内	四四六	二五・六
	内	二一九	一二・五
	外	一〇三	七・七
計		一、七四四	一〇〇・〇

の如くであり、部落内婚は全體の一八・八に上り、これを村内婚と合すると二七・一%となり、更に郡内婚と郡外婚とにわけると郡外婚とにわけると郡内婚は五四・二%となり、四分の一強は村内婚、半は郡内婚であることが判明する。次にその十二ヶ村についてみると實數を上し、その百分比を下にして表示すると(註2)

近畿農村の通婚圏

村名 婚域別	村												計
	小曾根村	味生村	三宅村	五ヶ莊村	百舌鳥村	國分村	高鷺村	玉川村	若江村	天美村	豊野村	大和田村	
部落内	1	7	2	13	73	29	60	3	52	26	33	20	329
内内	5	13	1	14	30	32	32	3	7	2	6	5	145
市市	33	87	25	5	29	40	75	10	42	21	66	39	472
郡郡	24	62	9	39	49	75	57	8	49	28	19	27	446
府府	9	29	1	29	13	56	54	3	9	12	1	3	219
外外	9	11	3	1	3	25	24	-	19	-	7	1	103
計	91	204	41	101	197	257	302	27	178	89	132	95	1,741
部落内	12.5	3.5	4.9	12.9	37.0	11.3	19.9	11.1	29.2	29.2	25.0	21.0	18.8
内内	5.5	3.9	2.5	13.9	15.2	12.5	10.6	11.1	4.0	2.3	4.6	5.3	8.3
市市	36.2	42.6	60.9	4.9	14.7	15.6	24.8	37.0	23.5	23.6	50.0	41.0	27.1
郡郡	26.4	30.4	21.9	38.6	24.9	29.1	18.8	29.7	27.5	31.4	14.4	28.4	25.6
府府	9.9	14.2	2.5	28.7	6.6	21.8	17.9	11.1	5.1	13.5	0.7	3.2	12.5
外外	9.9	5.4	7.3	1.0	1.6	9.7	8.0	-	10.7	-	5.3	1.1	7.7
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

上掲表の如くであり、部落内婚の婚姻全體にしめる比率は、百舌鳥村の三七%を最高とし、最低味生村の三・五%となつてゐる。次に婚域の距離に應じてこの比率がどうなつてゐるかを、部落内婚と村内婚を合せて村内婚とし、更に村内より郡内までの通婚をまとめて郡内婚とし、同郡外の府内・市婚を郡外婚とし、これを府外婚の四つに大別すると

村名 婚域別	村				郡				府				府外
	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内	
小曾根村	17.6	53.8	36.3	9.9	7.4	50.0	44.6	5.4	7.4	68.3	24.4	7.3	5.4
味生村	7.4	31.7	67.3	1.0	26.8	31.7	67.3	1.0	26.8	31.7	67.3	1.0	1.6
三宅村	52.2	66.9	31.5	1.6	23.8	39.4	50.9	9.7	30.5	55.3	36.7	8.0	0
五ヶ莊村	23.8	39.4	50.9	9.7	30.5	55.3	36.7	8.0	22.2	59.2	40.8	10.7	0
分鷺川村	22.2	59.2	40.8	10.7	33.2	56.7	32.6	44.9	31.5	55.1	44.9	0	0
天美村	31.5	55.1	44.9	0	29.6	79.1	35.1	5.3	26.3	67.3	11.6	1.1	1.1
野和村	29.6	79.1	35.1	5.3	26.3	67.3	11.6	1.1	計	27.1	54.2	38.1	7.7

村内婚（部落内婚を含めた）は平均二七・一%であるが、最低は味生・三宅二村の七・四%から最高百舌鳥村の五二・二%となり、村落によつてその差はかなり大きい。即ち一〇%までのもの二ヶ村、一〇%臺のもの一、二〇%臺のもの五、三〇%臺のもの三、五〇%臺のもの一というように二〇%臺を中心に上下にひろがつてゐる。ところがこれを郡内にまとめてみると、各村の變差は縮

少し、低位にある三〇%臺のものの五ヶ莊・國分の二村をのぞいて他はいずれも五〇%以上であり、五〇%臺のものの六、六〇%臺のものの三、七〇%臺のものの一であり、農民の通婚地域は大體郡内にまとまづついているという傾向が看取されるのである。

この傾向と共に、府外婚の率が全體の一割にみたないというところから大阪近郊のような農村においても他府縣の者との通婚は極めて限られたものであることがわかる（なおこの點について、本調査が村の地主・有力者・素封家を除外していることが、この問題に對するより正確な解答をあたえる一つの缺陷になつていゝといえよう）。

II 山村の通婚圈

滋賀縣蒲生郡鏡山村大字山中

この部落は湖東地區にあるといえ山林が全面積の九割をしめ、山村型のところである。いま京大農學部農林經濟研究室の昭和八年度の調査報告によつて、當部落の婚姻（養子縁組を含め）を、前項と同じ分類で見ると、上のように部落内婚が四八・五%をしめ、これと村内婚を合せると實に六四・七%の高さであり、農民の六割五分が村内で通婚していることが

婚域別	實數	百分比
部落内	33	48.5
村内	11	16.2
内村	11	16.2
内村	10	14.7
内外	3	4.4
計	68	100.0

明かとなる（註3）。

近畿農村の通婚圈

33	6	5	12	7	2	3	68
部落内	部落内	村内	内村	内村	内外	計	
隣部	隣部	隣部	隣部	隣部	隣部	隣部	
隣村	隣村	隣村	隣村	隣村	隣村	隣村	
隣縣	隣縣	隣縣	隣縣	隣縣	隣縣	隣縣	

次にこれをも少し詳しく通婚地域を限つてみると、次表のように村内婚においても隣部落が半をしめてゐるし、村外婚については同郡以外の縣内の他郡市との通婚も、地理的にみて隣村隣々村に集中してゐる。

III 水田地帯の通婚圈の一例

滋賀縣愛知郡稻村大字薩摩

水田單作地帯の一例として、前號に紹介したサツマ部落の現在の通婚圈を昭和二十二年十月筆者の調査によつてみると（戦時中から戦後にかけての流入者のうち本部落民と血縁的歴史的なつながりを全くもたない数人を除く、部落内婚は婚姻（養子を含めた）總數の三割餘であり（註4）、これと村内の他部落民との通婚（村内婚）を合せると四五・八%となり、五割近くが村内婚であること、郡内と郡外とに分けてみると、郡内婚（部落内・村内・郡内婚を合せた）は六二・六%であることが判明する。次にこれを隣部落・村内・隣村・隣々村にわけてみると、左のように村内婚において隣部落が半近くをしめてゐること、村外婚の同郡内・縣内他郡婚五八組のうち隣村・隣々村が三

婚域別	實數	百分比
部落内	41	31.3
村内	19	14.5
内村	22	16.8
内村	36	27.5
内外	13	9.9
計	131	100.0

と、左のように村内婚において隣部落が半近くをしめてゐること、村外婚の同郡内・縣内他郡婚五八組のうち隣村・隣々村が三

近畿農村の通婚圏

41	9
10	21
19	18
13	13
131	131

九組即ち六七%をしめていることが、山中部落と同じように云えるのである。

前述の三つの通婚圏の事例を

まとめてみると（後二つのものは事例であつて第一のものとは比較する數量的價值に乏しいが、大體の傾向を把むものとして取上げる）。

地帯別 婚域別	山 村	米作 農村	近郊 農村
	村落内 村落外 計	村落内 村落外 計	村落内 村落外 計
部落内	48.5	31.3	18.8
村落内	16.2	14.5	8.3
村落外	16.2	16.8	27.1
府縣内	14.7	27.5	38.1
府縣外	4.4	9.9	7.7
計	100.0	100.0	100.0
村落内	64.7	45.8	27.1
村落外	80.9	62.6	54.2
府縣内	14.7	27.5	38.1
府縣外	4.4	9.9	7.7
計	100.0	100.0	100.0

こういうように並べてみると、三つの型の農村において部落内婚の婚姻總數における比率は山村より米作村、ついで近郊農村へと漸減の傾向にあること、部落内婚に比例して村内内婚も同一傾向にあることが看取される。こゝにあげた米作村と山村は各一部落の事例であつて、この僅少な事例を直ちにそのまゝ米作農村なり山村の全體を代表するものとしてもつてくることは、危険といふ

より無暴なことであるといわれるかもしれぬが、山村なり米作村なりの農業生産の發展段階、そこにいとなまれている農民の生活様式の守舊性の度合を近郊農村と考え合せてみると、こゝに出てきた傾向を三つの地帯について眺めたとき、概括的に承認しうるのではあるまいか。即ち部落内婚は山村、水田地帯、近郊農村という農業地帯によつて、漸減の傾向にあるという假説をこゝに提起しておく。

次に農村の通婚圏はある部落の周圍四五里四方の地區にまつていてのではないかという假説は、近畿の農村においても上述の側から大體認めてよからう。但し山中・薩摩の二部落は事例からみて、里數による距離よりはむしろ部落より隣村・隣々村の範圍に通婚圏がもとめられ、しかも密居制聚落を形成している近畿水田地帯では、四五里四方よりももう少し狭少な二三里四方の地區を一つの圏とみた方が妥當するようである。

残された問題は、近畿地方において現在は何に比べて部落内

實數	明 5	昭 22	増減
部落内	79	41	-38
村落内	9	19	+10
村落外	59	71	+12
計	147	131	-16
百分比	明 5	昭 22	
部落内	53	31	-22
村落内	7	15	+8
村落外	40	54	+14
計	100.0	100.0	

婚が減少の傾向にあるかどうかということである。これを薩摩部落について、明治五年と昭和二十二年の縁組を比較してみると前表のように、部落内婚は五三%から三一%へと一八%の減少を示している。更にこれを同一年における世代別(母と妻)に分けてみると

母	妻	婚域別	部落内	村内	村外	計
明治5	實數	母妻	41	0	16	47
			46	5	36	87
	百分比	母妻	66	0	34	100.0
			53	6	41	100.0
昭和22	實數	母妻	11	4	13	28
			22	12	55	89
	百分比	母妻	46	15	39	100.0
			25	14	61	100.0

明治五年・昭和二十二年の母と妻との婚姻中の部落内婚のしめる比率は六六%—五三%および四六%—二五%と確實に漸減していることは、前の部落内婚は漸減の傾向にあるという假説の妥當性を更に強める一傍證とすることができよう。

部落内婚の減少は必然的に部落外婚の増大を示すものであるが、この外婚の範圍はどう變化したか。明治五年と昭和二十二年の部落外婚を、村内・隣村・隣々村・縣内・縣外の五つに分けてその百分比をみると、次表のように明治初年において部落外婚に

近畿農村の通婚圖

		明治5	昭和22	増減	
村	内	13.23	21.11	+) 22.91	(+) 7.88
	隣	20.58	23.33		(+) 2.75
	隣々	8.83	21.11		(+) 12.28
	縣内	51.47	20.00		(-) 31.47
	縣外	5.89	14.45		(+) 8.56
計		100.00	100.00		-
村	内	13.23	21.11	+) 27.90	(+) 7.88
	隣	4.42	24.44		(+) 20.02
	隣々	76.47	40.00		(-) 36.47
	縣内	5.88	14.45		(+) 8.57
	縣外				
計		100.00	100.00		-

おいて縣内婚が半をしめていたのが激減し、これが村内・隣村・隣々村という地域に集中されていったこと、縣内他郡婚が同郡内婚にまとまつてきたことといふ二つの傾向がこゝにあらわれている。この傾向から部落内婚の存在によつて示される村落の孤立封鎖性が崩れ、外へ開かれるに至つたことがわかるが、この外向性は無限に遠く擴げられるのではなく、一部は縣外への通婚をすることゝなつたが、大半は歩いて半日自轉車で一時間行程の隣村隣々村の範圍にまとまつてきたことが認められる。この現象は、明治以後地方行政の基本単位として舊部落(村)の連合體として生

れた村が次第に農民生活にくいこんできたこと、特に米作地帯においては米の割當供出制によつて農民の經濟の生命を制するに至つてより強められてきたこと、即ち、村は部落をこえた農民の協同生活態としての機能を漸次豊富にしてきたこと、今日の村は單なる行政單位ではなくて經濟的單位であり、一つの經濟圏を形成しているものといえよう。そうして更に農地委員會・六三學制・集團農場等の新しい機構がつくられると共に、村は隣村との協議交渉事項をまし、三ヶ村位がこれらのものを運用する單位を形成する傾向にある。通婚圏の問題もこうした傾向と相應するような姿をみせている。實に婚姻という社會現象も、他の政治經濟現象から切離されているものではないのである。上述してきた農村の通婚圏のもつ傾向は、今後の農村社會と新しい農村自治の「ありかた」とか性格を考える場合に、見逃すことのできぬ事實である。なおこゝでは通婚現象をば通婚地域という點において把え、これを更に階層的に検討する仕事が残されている。

二、階層と通婚圏

上にみたような農民の通婚姻は、階層によつて違ふのではない。一般に地主（今までの農村の上層）は部落内婚ではなくて、その家格にあるものを求めてかなり遠方と通婚するといわれているが、それはどうなのか。これを推定する材料に乏しいため、今こゝでは筆者の調査した水田地帯の一事例であるサツマ部落について、部落内婚と外婚の二つにわけ、昭和二〇年の戸數割等級表

によつてみると（嫁をもらつた夫の方の社會經濟的地位をあらわすものとして）、次の上表であり、等級を四大別し、各分類において内外婚の比率をみたものが下表である。これで十五本以上の家

内 外 等	別 級	内 婚		外 婚	
		本	上	本	上
15	以上	3	15	16.6	83.4
14	—10	5	20	20.0	80.0
9	—5	20	32	38.4	61.6
4	以下	4	15	21.0	79.0
	計	32	82	28.0	72.0

（この等級表は上層部において明治二十年代より現在に至るまでさした動きをみせなかつた。）では部落外婚が尤も多く（註5）、ついで、四—一〇等級の層と四本以下の層であり、九—五本の層において尤も部落内婚が多いということが判明する。そうして等級表が大體土地所有額不動産所有をめやすとして組立てられているのであるから、農民の階層別からいうと、その上層即ち地主・自作農層が部落外婚をとるのに反し、下上の層即ち主として小作層（一部の小自作層）に部落内婚が多いという傾向が看取されるのである。今三二組の部落内婚の農家を自小作別に分類してみると、（註6）次表のように小作層が全體の五六・二五%をしめ、非農は漁業に従事しているものであり、今までは小作層とほぼ等しいものであつたから、これを合すると六八・七五%、更に小自作層を加えると八七・五%となる。即ち部落内婚を維持しているも

實數	百分比
18	56.25
6	18.75
1	3.12
2	6.25
1	3.12
4	12.50
32	100.00

のは主として小作層と一部の自作層であり、農地改革前まで経済的には中以下の農家であることが、戸数階級表と相應じて出てきている。

等級差	實數
10	1
9	1
8	0
7	1
6	4
5	0
4	4
3	3
2	6
1	3
0	4
計	27

二、四等級の差までは一

六、これに同位にあるものを四を合すると二〇となり、全體の七四％となり、農民は在來自らの家の資産と同格もしくは大差のないものと通婚していたことがわかる。また自作別分類によつて相互の通婚關係をみると、同階層間の婚姻は二七中の一七であり、全體の五九・二％をしめ、これに準ずる小作と小自作、非農(漁

小	13	13
小	4	—
小	0	—
小	2	—
小	2	2
小	0	—
小	1	—
小	1	1
小	1	1
小	1	—
小	2	—
計	27	17

業者)と小作間の婚姻を加えると八五・一％となり、六割が同じ階層間で通婚し、八割五分がほぼ近い階層と縁組しているのである。「家柄がよいとか、わるいとか、つりあひ縁である」など、いう言葉はよく聞くが、この言葉で表現される婚姻における階層的限定は、まさしくこゝに貫徹されているのを見る。

さて、上にみてきた部落内婚が主として小作農層(並に一部の自作層)に行われているという事實の内に、部落内婚の現在の意義が存する。いうまでもなく、小作層は農地改革前まで高率な物納小作料においたてられ、生活水準をひきあげる文化向上費の資金に乏しく、婚姻という一生一代の盛儀も、わりに金がかゝらなくてすむ部落内婚ですませるといふ傾向をとらなければならなかつた。このことには労働力の補給或いは援助をうけるにしても、幼少の時から土着の農法になれている當部落生れの者の方が好都合であるという農業技術ないし農業經營面からの要因も作用していた。しかも部落内婚の場合にも、小作農が自作農や自作兼地主から嫁をやりとるようなことは少く、小作層は小作農相互、自作農は自作農相互という階層的な制約をうけていた。この階層的制約を集中的に表現し、この制約を破るのを防ぐクサビとなつていたのは、婚姻慣習(特に嫁入の支度)であつた(註7)。

今日民俗という言葉で取上げられている社會慣行なり慣習は、當該社會の社會的經濟的要因の累結物であるといえよう。だから當部落には小作農が多く、その小作農の多くが部落内婚を支持しているとき、この部落内婚と結びつく傳統的な婚姻慣習(並にかつ

ての若者制度の残存變形した若連中」が未だに支持されているわけである。部落の階層分化の基盤の上にたつ婚姻形態（部落内婚）及び婚姻慣習も、これを支える社會經濟的基盤が動搖してくるとき、變化してくる。先にのべた通婚圈の部落内婚から外婚への移り變りというものは、この經濟的變化に對應するものである。傳統的な慣行を生活とむすびついて保持する層が激變するとき（この層の變化はひとり特定の層だけでなく、部落なり村なりの社會構成全體の變化をまきおこす）、社會慣行は姿をかえてくるし、社會慣行の變化と共に舊村落社會の封鎖孤立性（一面からいえば古い形の共同）も大體において崩れていくのである。（二三・一八）（研究員）

註ト、鈴木榮太郎氏「日本農村社會學原理」五〇一頁

2、同書第十四表「世帯ヲ離レタル者ノ移動先ト移動原因」八七—九頁より作成。

3、同報告附錄第九表「勞働力流出狀況表」二三九頁によつて作成した。なお第八表「現在人口出生地別表」（二二頁）で經營主の妻及び母の出生地をみると、部落内婚は總數の七二・三％、村外婚はわずかに一三％弱にすぎない。

	妻	母	計
部落内	28	6	34
村内	5	2	7
村外	15	1	6
計	38	9	47

4、發子については他日あらためて論じることゝしたい。なおこゝで發子縁組は總數中の一三、部落内婚は八である。

5、拙稿「近畿一米作農村の家族構成」『農業綜合研究』二の一（通卷二）一八九—九二頁

6、この自小作別分類は昭二二年夏の農業センサスと、同年秋のアザの民生委員保管の反別・水利・戸數割表とを參照した。當部落の同年の自小作別は貸付一町以上二、自作一八、自小作一三、小自作一七、小作五六、計一〇六である。

7、こゝで通婚圈と共に婚姻慣行を分析する豫定であつたが、これも他日にゆずる。たゞ當地方には未だに嫁入してから一二年の間、豫の實家から農繁期に婚家へ五月見舞、秋見舞といつて勞働力の手助けをしにいく慣習が残つていところがある。近江の婚姻慣行の手がかりとして、滋賀縣編「昭和七・八年度農山漁村經濟更生計畫書」に出ている各村の生活改善規約は大變面白くて有益である。